

岩手県告示第 510 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 18 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平 17 番地	平成 21 年 3 月 31 日